

意見書

日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書

このたび、日本の研究者の調査によって、米国立公文書館解禁文書から、日米地位協定第17条の運用に関わる、米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した、日米秘密取り決めが発見された。

それは、1953年10月28日の日米合同委員会裁判権分科委員会の「非公開議事録」の形式をとったもので、この中で日本政府は「日本の当局は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属、あるいは米軍法に服するそれらの家族に対し、日本にとっていちじるしく重要と考えられる事件以上については第1次裁判権を行使するつもりがないと述べることができる」と米側に約束している。

これと同時に明らかになった密約交渉の記録は、これが「日本が可能な限り最小限の数の事例以外は裁判権を行使しないという合意に達することが重要だということだ」（1953年9月1日、東京での交渉記録）との、米政府の要求に基づいて結ばれたことを明らかにしている。

そして在日米軍法務官事務所国際法首席担当官は、2001年の論文で「日本はこの了解事項を誠実に実行してきた」と明言し、この密約が現在でも機能していることを認めている。また、米陸軍法務局「外国法廷での米兵への刑事裁判権行使統計」のデータは、日本が実際にかなりの比率で裁判権を放棄していることを示している。

これらの事実は、米軍の犯罪・事故に関わる日本の裁判権放棄の密約の存在とその実行の事実を示すものである。これは、自国民の権利を守るべき日本の司法の責任を投げ捨てる、国家主権の根幹にかかわる大問題である。とりわけこれは、米軍基地や米軍訓練のおこなわれる自衛隊基地を抱える自治体と住民にとって重大な問題である。

私たちは住民の命と権利を守る自治体の責務に基づき、次のことを日本政府に要求する。

記

日米地位協定第17条の運用に関わる、米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決めを公表し、廃棄すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月18日

広陵町議会

内閣総理大臣 鳩山由紀夫様
外務大臣 岡田克也様

意見書

家族従業員の人権保障のため所得税法第56条の見直しを求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。その中小業者を支えている家族従業員の「働き分（自家労賃）」は税法上、所得税法第56条「配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない（条文要旨）」により必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業員はこのわずかな控除が所得と見なされるため、社会的にも経済的にもまったく自立できない状態となっています。家業を手伝いたくても手伝えなことが後継者不足に拍車をかけています。

税制上では、青色申告をすれば給料を経費にすることができですが、同じ労働に対して、青色と白色申告と差をつける制度自体が矛盾していると言わざるを得ません。

ドイツ・フランス・アメリカなどの世界主要国では自家労賃を必要経費として認め、家族従業員の人格・人権、労働を正當に評価しています。日本でも税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業員の人権保障を確立する上でも、所得税法第56条の見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月18日

広陵町議会

内閣総理大臣 鳩山由紀夫様
財務大臣 藤井裕久様